

塩谷町高齢者福祉計画・ 第8期介護保険事業計画

～支え合う あたたかな地域づくりを めざして～

概要版



令和3年3月

栃木県 塩谷町

① 計画の背景と趣旨

介護保険制度は、その創設から20年が経過し、事業所数も増え、サービス利用者は500万人に達するなど、高齢者の生活の支えとして定着してきました。

その一方、令和7(2025)年にはいわゆる団塊世代すべてが75歳以上となるほか、令和22(2040)年にはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、人口の高齢化は、今後さらに進展することが見込まれています。こうした中、介護保険制度の持続可能性を維持しながら十分なサービスを確保していくため、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用していくことが求められます。

本計画は介護保険制度改革を含めた高齢者を取り巻く状況の変化や地域の実情、令和7(2025)年の将来の姿などを見据え、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの高齢者に対する介護・福祉施策の基本的な考え方と方策を示すものです。本計画のもと、介護給付等対象サービス提供体制の確保と地域支援事業の計画的な実施に取り組むとともに、地域包括ケアシステムが機能する地域づくりを推進します。

② 計画の位置付け

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく老人福祉計画と、介護保険法第117条第1項の規定に基づく介護保険事業計画を一体的に策定するもので、高齢者福祉施策を総合的かつ計画的に進めるための基本方針を明らかにするものです。

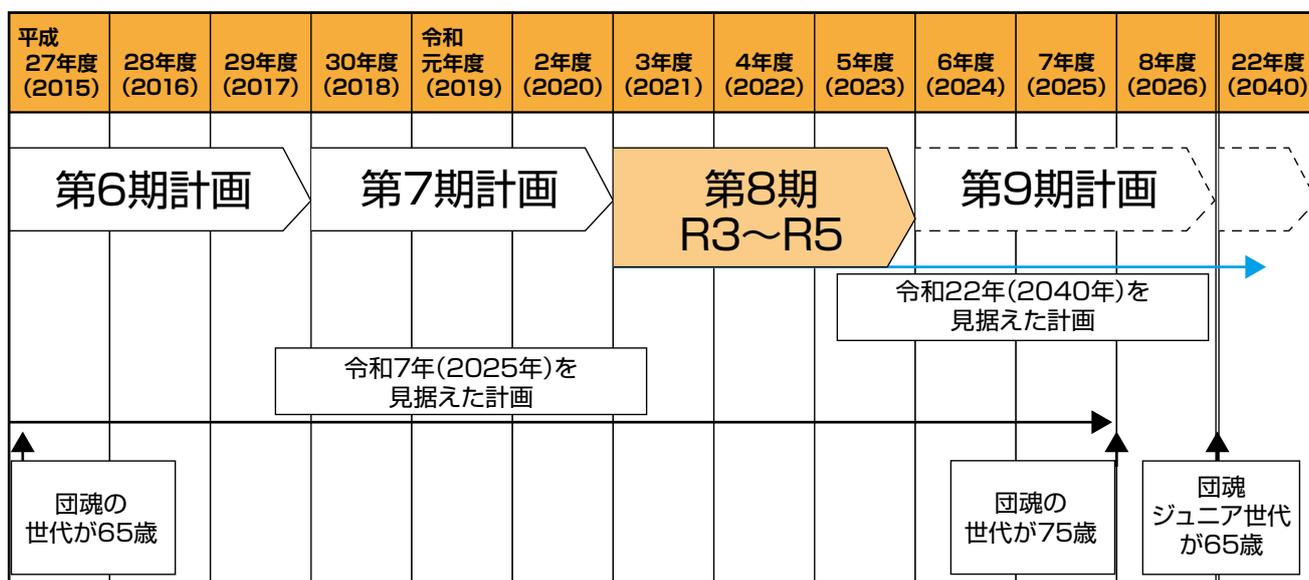
また、本町の高齢者福祉に関する総合的計画として、本町の特性を踏まえるとともに、「第6次塩谷町振興計画」と整合性を図り策定する計画です。

③ 計画の期間

本計画の期間は、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度の3年間とします。

また、団塊の世代が75歳となる令和7(2025)年、団塊ジュニア世代が65歳となる令和22(2040)年を見据えた中長期的な視点を持つものです。

なお、法制度の改正や社会情勢等の状況に応じて随時見直し、改善を図るものとします。



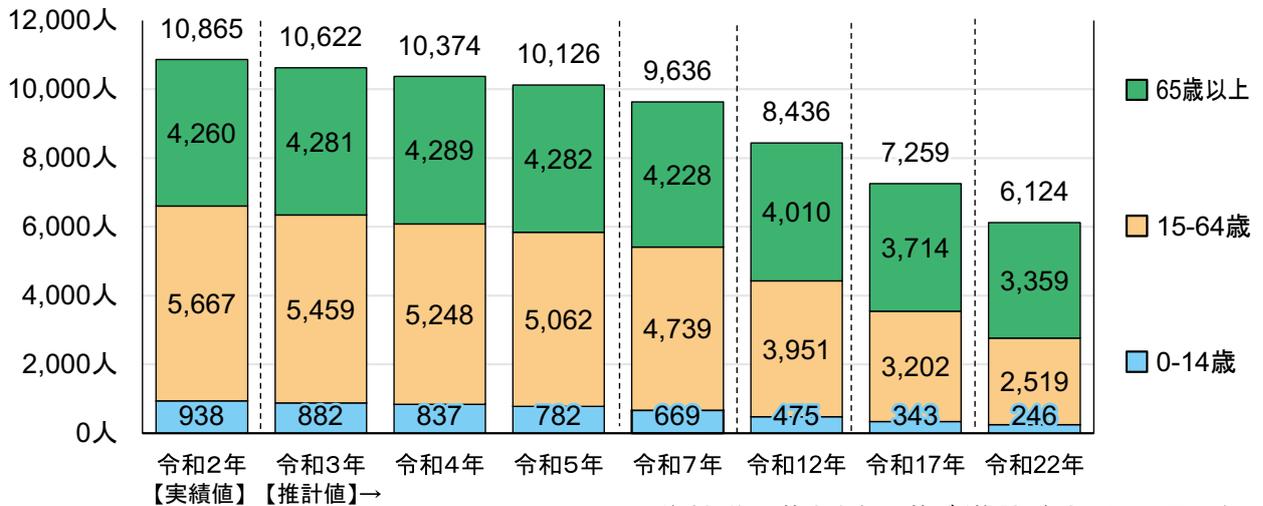
④ 今後の高齢者の状況

(1) 総人口の推移及び将来推計

本町の人口は10,865人(令和2年10月1日現在)となっており、今後も人口は減少傾向が予測され、第8期計画最終年度の令和5年には10,126人と見込まれます。

また、高齢者人口は、令和2年の4,260人が、令和7年(2025年)には4,228人、令和22年(2040年)には、3,359人へと減少すると推計されますが、人口構成比で見ると高齢化率は増加を続け、令和5(2023)年には42.3%となり、令和17年(2035年)には50%を超え、令和22(2040)年には54.8%に達する見通しです。

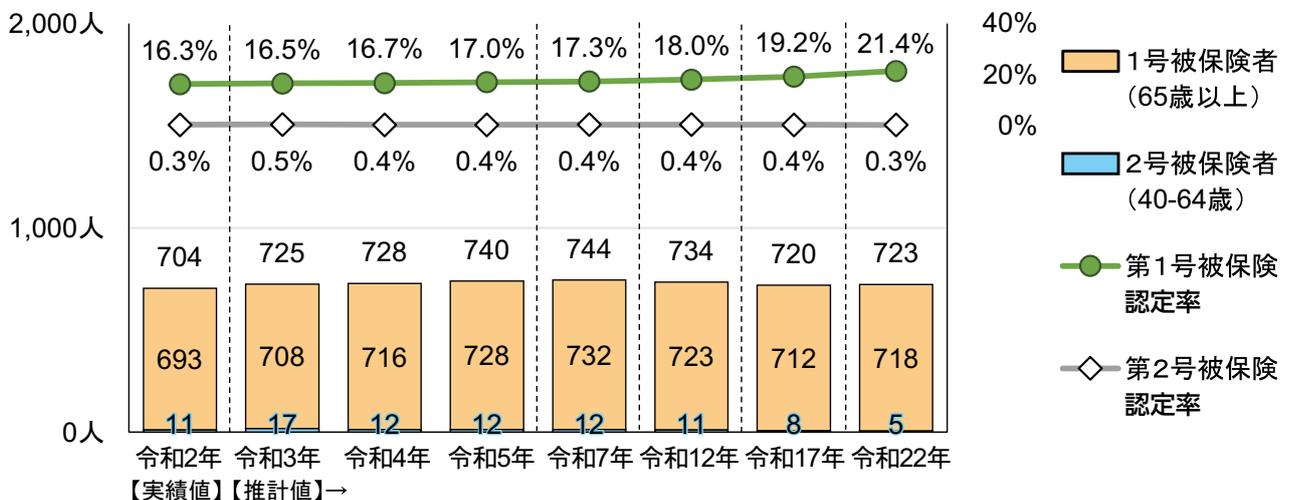
◎ 総人口の推移及び将来推計



(2) 要支援・要介護認定者の推移

本町の要支援・要介護認定者数の推計をみると、計画最終年の令和5年には740人となり、認定率17.0%となることを見込まれます。

◎ 要支援・要介護認定者の推移及び将来推計



⑤ 基本理念

本計画は令和7(2025)年までの中長期的な計画のため、第8期計画においても引き続き基本理念を踏襲し、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続して営むことができるよう、「介護」・「予防」・「医療」・「生活支援」・「住まい」の5つのサービスを一体的に提供するための地域包括ケアシステムの構築をしていきます。

支え合う あたたかな地域づくりをめざして

⑥ 基本目標

基本理念の実現、地域包括ケアシステムの構築に向け、4つの基本目標に掲げ、施策を展開します。

基本目標1

“にこにこ”健康づくり

- (1) 生きがいづくり・社会参加の促進
- (2) 介護予防の取り組みの推進
- (3) 健診(検診)・保健事業等の実施



基本目標2

“思いやり”のあるまちづくり

- (1) 地域包括支援センターによる総合的な相談・支援
- (2) 高齢者の安全確保
- (3) 高齢者の虐待防止と権利擁護
- (4) 高齢者の安心の住まいと生活空間の確保



基本目標3

“ほっとなごころ”の地域づくり

- (1) 高齢者の生活を支える体制の強化
- (2) 生活支援サービスの提供
- (3) 認知症施策の推進
- (4) 在宅医療・介護連携の推進
- (5) 家族介護の支援
- (6) 地域共生社会に向けた取組



基本目標4

“自立いきいき”環境づくり

- (1) 日常生活圏域の設定
- (2) 第8期における介護サービス基盤の整備
- (3) サービスの質の向上と利用者支援の充実
- (4) 介護人材の確保及び業務効率化の取組の強化
- (5) 介護事業所等との連携による
災害や感染症対策の推進



※本稿は概要版のため、次ページからの項目と上記項目は必ずしも一致しません。

基本目標1 “にこにこ”健康づくり ～ 健康・生きがいづくりと介護予防の推進 ～

町ではこんなことに取り組みます!!

▶地域のサロン活動の推進

介護予防ボランティア養成講座修了者や民生委員等を中心とした、**住民主体の集いの場である「地域サロン」づくり**を推進しており、令和2(2020)年10月現在では8地区で展開しています。

今後も、高齢者が自力で行くことのできる身近な地域の集いの場である「地域サロン」を行政区ごとに設置できるよう、地域の担い手の育成を並行して行いながら、住民主体による設置と運営を支援していきます。



▶介護予防教室 ～火曜サロン・すいすい教室・きんきん教室～

65歳以上の方を対象に、**週に1回レクリエーションや体操を行う介護予防教室を実施**するとともに、介護予防に関する普及啓発を行っています。

大宮地区では「火曜サロン」、船生地区では「すいすい教室」、玉生地区では「きんきん教室」を実施しており、新たな地域の担い手であるボランティアを中心に運営されています。高齢者が住み慣れた地域でいきいきと健やかに住み続けられるための一助になるような事業展開を今後検討します。また、既存の活動団体に対しても活動継続に向けた担い手確保の支援を実施してきます。



▶しおやまち元気サポーター(介護予防ボランティア、生活支援サポーター)養成講座

介護予防に関する知識や技術を身につけ、**地域のサロン活動や生活支援事業の支援者となるサポーターを養成**しています。

住民主体の集いの場や訪問事業を推進していくため、地域の新たな担い手となるサポーターの育成に引き続き取り組んでいきます。



実績と見込み

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域サロン数	(か所)	6	7	8	9	10	11
介護予防教室実施回数	(回)	142	127	75	150	150	150
介護予防教室延参加人数	(人)	2,214	2,129	1,450	2,500	2,500	2,500
介護予防教室実人数	(人)	67	62	60	70	70	70
しおやまち元気サポーター講座実施回数	(回)	3	3	3	3	3	3
しおやまち元気サポーター育成人数	(人)	11	13	7	10	10	10

基本目標2 “思いやり”のあるまちづくり

～ 高齢者の安心・安全・快適な生活環境の整備 ～

町ではこんなことに取り組みます!!

▶地域包括支援センターによる総合的な相談・支援

地域包括支援センターにおいて、高齢者及び家族等からの相談への対応を図るとともに、必要なサービス利用につなぐための調整を行っています。

また、高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、包括的・継続的ケア体制の充実を図るため、主治医・ケアマネジャーとの協働や地域の関係機関との連携に努め、ケアマネジメントの後方支援を行っています。

今後も相談の増加が予想されるため、地域包括支援センターの周知に努め、情報提供・相談対応を図るとともに、積極的に地域へ出向き、生活支援へ結びつけていく活動を行います。**地域包括ケアの総合拠点として様々な課題に対応していくため、他機関へつなぐことも多いことから、普段から顔のみえる関係を構築していきます。**



▶防災・災害時支援体制の充実

ひとり暮らしや高齢者世帯を対象に、災害時に援護を必要とする方を把握し、援護を必要とする方とそれを支援できる方や、避難場所を確保します。現状では、民生委員により災害時における基本事項調査と、要援護者の把握を行っています。

今後、令和2(2020)年3月に策定した「**塩谷町地域防災計画**」に基づき、**医療情報や連絡先情報等、緊急連絡情報の共有による支援体制づくり**に努めます。また、要援護者の把握した状況の有効活用を図るため、要支援者台帳の整備に取り組みます。



▶社会参加しやすいまちづくり

高齢者が不自由なく外出でき、積極的に社会参加できるよう高齢者の移動手段の確保に努めます。現在運行をしているデマンド交通の更なる利便性の検討や、新たな移送サービスを含めた地域の移動手段の在り方を検討するなどして、**高齢者が安全に移動しやすい交通網の環境整備**を目指します。



実績と見込み

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合相談数	(件)	335	239	360	500	500	500
権利擁護相談数	(件)	18	8	40	50	50	50
包括的・継続的ケア マネジメント支援数	(件)	56	65	70	80	80	80
介護予防支援 ケアマネジメント数	(件)	800	869	830	900	900	900

基本目標3 “ほっとなところ”の地域づくり ～ 心が通い合う安心の地域づくり ～

町ではこんなことに取り組みます!!

▶生活支援体制整備事業

高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくためには、介護保険以外の生活支援が必要となります。日常生活の「困りごと」に寄り添った生活支援の仕組みが高齢者の生活を支えていくことが重要です。

高齢者が地域の仕組みから取り残されないような方策を生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)や協議体において検討をし、本町の実状にあった支援体制の整備を図っていきます。

また、高齢者の社会参加等の促進する観点から就労的活動支援コーディネーターの配置についても検討を進めていきます。



▶認知症施策の推進

認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で暮らせるよう、地域での見守り、各機関で気になったことをつなぐ体制、地域づくりを徹底し、認知症高齢者及びその家族に対する支援を行います。

また、認知症になっても地域の一員としての役割を持った人格を尊重し、安心して地域で暮らし続けていくための地域づくりを進めていきます。

オレンジリングは、認知症サポーターキャラバンが開催する「認知症サポーター講座」を受講し、認知症サポーターとなった際に渡されるオレンジ色のリストバンドです。



▶地域共生社会の実現に向けた体制整備

地域共生社会の実現を図るため、地域包括支援体制の構築を目指し、検討していきます。

関係機関のネットワークを活かしながら、初期段階の相談対応から、継続的・専門的な援助まで対応する総合的な相談・支援を通じて、制度の垣根を越えた横断的・多面的な援助を行います。



実績と見込み

		第7期実績値			第8期計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活支援 コーディネーター数	(人)	1	1	2	2	3	3
見守りサポーター数	(人)	55	54	53	53	53	53

基本目標4 “自立いきいき”環境づくり ～ 介護サービスの充実と利用の支援 ～

▶介護サービス基盤の整備

令和2年10月末日現在、町内においては、居宅介護支援が6事業所、居宅サービスが13事業所、地域密着型サービスが5事業所、施設サービスが3事業所あり、制度開始から本町のサービス基盤の整備が進展しています。

●町内の介護サービス事業所

サービス区分	事業所数
居宅介護支援(介護予防支援)	6事業所
居宅サービス(介護予防サービス)	13事業所
訪問介護	3事業所
訪問看護	1事業所
通所介護	4事業所
通所リハビリテーション	1事業所
短期入所生活介護	3事業所
福祉用具貸与	1事業所
地域密着型サービス(地域密着型介護予防サービス)※原則、本町住民の方のみが利用可	5事業所
通所介護	1事業所
小規模多機能型居宅介護	1事業所
グループホーム(認知症対応型共同生活介護)	2事業所
小規模特別養護老人ホーム(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)	1事業所
施設サービス	3事業所
特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設)	1事業所
老人保健施設(介護老人保健施設)	1事業所
介護医療院	1事業所



注)事業所数は複数サービス提供による重複あり。

令和2年10月末日現在

▶第1号被保険者の介護保険料(所得段階別保険料額)

所得段階	対象者	基準額に対する割合	保険料額(円) 第8期年額
第1段階	●生活保護受給者の方	×0.50(0.3)	36,000 (21,600)
	世帯全員が 町民税非課税		
第2段階	●前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	×0.75(0.5)	54,000(36,000)
第3段階	●前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超えている方	×0.75(0.7)	54,000(50,400)
第4段階	●前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	×0.90	64,800
第5段階	●前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超えている方	×1.00[基準額]	72,000
第6段階	●前年の合計所得金額が120万円未満の方	×1.20	86,400
第7段階	●前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	×1.30	93,600
第8段階	●前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	×1.50	108,000
第9段階	●前年の合計所得金額が320万円以上の方	×1.70	122,400

※()内は、公費による低所得者保険料軽減が図られた場合の負担割合及び年額

発行 塩谷町 編集 塩谷町 高齢者支援課
〒329-2292 栃木県塩谷郡塩谷町大字玉生741 ☎ 0287-47-5173